



第145回

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年の株主総会においては接触機会低減のために、例年ご出席いただいた株主様にお渡ししておりました乗車証（切符型）の配付については見合わせますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

（新型コロナウイルスに関するお知らせ）

株主の皆様におかれましては、当日のご出席について慎重にご判断いただき、議決権行使書によりあらかじめ議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。

なお、別紙にて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うお知らせを同封しておりますので、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。



日時

2020年6月16日（火曜日）
午前10時



場所

神戸市北区谷上東町1番1号
谷上S Hビル7階

（末尾案内図ご参照）

●決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

- 第145回
定時株主総会招集ご通知 …………… P.1
- 事業報告 …………… P.2
- 連結計算書類 …………… P.21
- 計算書類 …………… P.29
- 監査報告書 …………… P.36
- 株主総会参考書類 …………… P.41

(証券コード9046)

2020年6月1日

株 主 各 位

神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
神戸電鉄株式会社
代表取締役社長 寺田信彦

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

敬 具

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月15日(月曜日)午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2020年6月16日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階(末尾案内図ご参照)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第145期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第145期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社定款第17条により、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<https://www.shintetsu.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承ください。

株主総会招集ご通知添付書類
事業報告
(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くものの、消費税増税の影響や世界経済の不確実性が強まるなか、新型コロナウイルス感染症が拡大し経済活動への影響が懸念される厳しい状況で推移しました。

この間当社グループにおいては、各部門において増収に注力するとともにコストの削減に努めた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

すなわち、営業収益は22,751百万円となり前期に比べ230百万円(1.0%)減少、営業利益は2,083百万円となり前期に比べ249百万円(10.7%)減少、経常利益は1,495百万円となり前期に比べ383百万円(20.4%)減少、親会社株主に帰属する当期純利益は1,006百万円となり前期に比べ208百万円(17.1%)減少しました。

なお、当期の期末配当につきましては、財務体質の強化を図るため、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、引き続き無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当期のセグメント別の概況は次のとおりであります。

運 輸 業

鉄道事業においては、「安全の絶対確保」を図るため、安全管理体制のさらなる整備・充実に取り組んだほか、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」等の補助を活用しながら、軌道の強化、法面の補強、変電設備の更新等の工事を推し進め、運転保安度の一層の向上に努めるとともに、省エネ性能に優れた6500系車両1編成を新造し、本年3月より運用を開始しました。また、バリアフリー化工事を進めております長田駅において、スロープおよび多機能トイレにつきましては昨年12月に、エレベータにつきましては本年3月にそれぞれ供用を開始しました。

増収策としては、有馬温泉への旅客誘致を図るため、「有馬・六甲周遊1 dayパス」や「有馬温泉 太閤の湯クーポン」等の企画乗車券を発売しました。また、ご好評をいただいております「神鉄沿線で体験イベント！」などご家族で気軽にご参加いただけるイベントを開催したほか、沿線自治体・各種団体と連携した企画ハイキングや電車を使用したイベントを多数開催し、神鉄ファンの獲得に努めました。

また、沿線人口の減少対策としては、駅を中心としたまちづくりが推進されることにより、人口定着や鉄道の利用促進が図られるよう沿線自治体と連携した取組を進めております。

なお、ご利用状況を踏まえた輸送の効率化ならびに速達性および利便性の向上を図るため、本年3月にダイヤ改正を実施しました。

バス事業においては、企業や学校の貸切送迎業務をはじめ積極的な営業活動を展開し、増収に努めました。

タクシー業においては、北鈴蘭台駅前に専用乗り場を設置するなどお客様の利便性の向上を図るとともに、乗務員の採用に注力し、稼働率の向上に努めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者数の減少が影響し、当期の運輸業の営業収益は12,788百万円となり、前期に比べ142百万円（1.1%）減少し、営業利益は903百万円となり、前期に比べ189百万円（17.3%）減少しました。

不動産業

土地建物賃貸業においては、賃貸物件へのテナント誘致を進めるとともに、本年2月に新規物件（神戸市北区）を取得し賃貸を開始するなど、収益の拡大を図りました。

また、土地建物販売業においては、兵庫県芦屋市の戸建用地等を販売しました。

なお、管理運営業務として、神戸市から「神戸市ものづくり工場（神戸市兵庫区）」他2施設を、神戸市道路公社から駐車場2施設を受託し、円滑な運営に努めております。

しかしながら、前期に販売土地を素地売却した反動減により、当期の不動産業の営業収益は2,008百万円となり、前期に比べ247百万円（11.0%）減少し、営業利益は924百万円となり、前期に比べ33百万円（3.4%）減少しました。

流通業

食品スーパー業においては、青果部門を中心とした生鮮部門の強化等により集客を図るとともに、ポイント優遇デー等の販売促進キャンペーンを各店舗で積極的に展開しました。また、増収と利益率改善を図るため、取扱商品の拡充にも努めました。

コンビニ業においては、各店舗で増収に努めました。

飲食業においては、昨年4月から「ケンタッキーフライドチキン武庫之荘駅前店（兵庫県尼崎市）・阪急茨木店（大阪府茨木市）」の2店舗の営業を開始し、順調に推移しております。

これらの結果、当期の流通業の営業収益は6,094百万円となり、前期に比べ196百万円（3.3%）増加し、営業利益は21百万円となり、前期に比べ16百万円（320.0%）増加しました。

その他

保育事業および健康事業においては、駅に近接する各施設の強みを活かしてご利用者の増に努めました。

建設業においては、当社グループ外からの受注拡大に努めました。

これらの結果、当期のその他の営業収益は3,149百万円となり、前期に比べ3百万円（0.1%）増加しましたが、営業利益は220百万円となり、前期に比べ61百万円（21.7%）減少しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、経営理念である「安心・安全・快適をお届けすることで、お客様の豊かな暮らしを実現し、地域社会に貢献する」ことを目指してまいります。この経営理念のもと、当社グループの競争力を高め、持続的成長と発展を遂げることで、有利子負債の削減など財務体質のさらなる強化を図り、安定した経営基盤の確立と企業価値の向上に努めることとしております。

今後も、その実現に向けて、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応できる体制を確立し、運輸業をはじめとする既存各事業の事業基盤の強化および収益の拡大を図ってまいります。また、グループ一体経営を推進することにより経営資源配分の最適化や、シナジーの創出およびその最大化を図ってまいります。さらには、経営基盤を拡充させるため、新規事業および既存事業の周辺事業への積極的な展開を進めてまいります。

鉄道事業においては、ご利用者の減少傾向が続く厳しい状況のなか、今後、より一層行政や地域住民の方々との連携を深め、地域と一体となった利用促進・啓発活動を図ってまいります。

粟生線においては上下分離をはじめとした同線にかかるコストの軽減策等を、引き続き関係者と協議・検討してまいります。

また、北神急行電鉄北神線の市営化により交通利便性が向上する有馬線谷上駅およびその以北の地域や、当社グループの重点施策エリアである鈴蘭台地区・北鈴蘭台地区などにおいて、行政と連携しながら駅および駅周辺の活性化を推進してまいります。

当社グループのおかれた経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり一段と厳しい状況にありますが、復配に向けグループ一丸となってさらなる業績の向上に努め、財務の健全化を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました主な設備投資は、鉄道車両の新造をはじめとした鉄道安全対策工事と長田駅のバリアフリー化工事であります。

(4) 資金調達の状況

当期におきましては、株式会社日本政策投資銀行からの1,000百万円をはじめ、金融機関から所要の借入を行いました。

なお、当期末の借入金残高は60,626百万円で、前期末に比べ1,586百万円の減少となりました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第142期 2016年度	第143期 2017年度	第144期 2018年度	第145期 (当期) 2019年度
営 業 収 益 (百万円)	23,147	23,001	22,981	22,751
親会社株主に帰属する 当期純利益 (//)	1,287	1,241	1,214	1,006
1株当たり当期純利益 (円)	160.05	154.34	151.05	125.17
総 資 産 (百万円)	95,635	96,989	93,732	92,800
純 資 産 (//)	16,254	17,630	18,684	19,441

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式数を控除して算出しております。

2. 2017年10月1日をもって、当社普通株式について10株を1株とする併合を行いました。これに伴い、第142期の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社ならびに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
神 鉄 バ ス 株 式 会 社	111	100.0	バス事業、運行管理請負業
大阪神鉄豊中タクシー株式会社	92	100.0	タクシー業
株式会社神鉄エンタープライズ	60	100.0	食品スーパー業
神 鉄 観 光 株 式 会 社	30	100.0	旅行業、コンビニ業、広告代理業、水産観光業、飲食業
株式会社神鉄ビジネスサポート	30	100.0	金融業、情報システムサービス業
神 鉄 タ ク シ ー 株 式 会 社	20	100.0	タクシー業
株式会社神鉄コミュニティサービス	20	100.0	建設業、施設管理業、警備業

③ その他重要な企業結合等の状況

当社の持分法適用会社は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
北 神 急 行 電 鉄 株 式 会 社	3,200	19.9	鉄道事業
株 式 会 社 有 馬 温 泉 企 業	10	50.0	温泉給湯業

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

① 運輸業

鉄道事業 (神戸電鉄)

営業キロ 69.6km(有馬線 22.5km、三田線 12.0km、公園都市線 5.5km、
粟生線 29.2km、神戸高速線 0.4km)

駅数 47駅

車両数 155両(客車 155両)

バス事業 (神鉄バス)

営業キロ 17.0km

車両数 98両(乗合旅客 14両、貸切旅客 83両、特定旅客 1両)

タクシー業 車両数 162両(大阪神鉄豊中タクシー 100両、神鉄タクシー 62両)

② 不動産業 土地建物賃貸業、土地建物販売業、発電および売電事業

③ 流通業 食品スーパー業、コンビニ業、飲食業

④ その他 保育事業、健康事業、介護事業、旅行業、広告代理業、水産観光業、建設業、
施設管理業、警備業、金融業、情報システムサービス業

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 運輸業

事業内容	主要な事業施設
鉄道事業	神戸電鉄本社(神戸市兵庫区)、鈴蘭台総合事務所・車両工場(以上神戸市北区)
バス事業	神鉄バス本社・星和台営業所(以上神戸市北区)
タクシー業	大阪神鉄豊中タクシー本社(大阪市淀川区)・豊中営業所(豊中市) 神鉄タクシー本社(神戸市北区)

② 不動産業

事業内容	主要な事業施設
土地建物賃貸業	<p>【主要な賃貸施設】 神鉄本社ビル、神鉄ビル(以上神戸市兵庫区) ベルスト鈴蘭台、鈴蘭台北神鉄ビル、鈴蘭台西町神鉄ビル、北鈴神鉄ビル、北鈴神鉄駅ビル、北鈴神鉄駅前ビル、北鈴一番館、北鈴二番館、鈴蘭台西口神鉄ビル、西鈴神鉄ビル、西鈴壱番館、西鈴二番館、西鈴三番館、谷上S Hビル、有馬一番館、岡場駅高架下店舗、田尾寺店舗(以上神戸市北区) 緑が丘駅前店舗(三木市) 小野神鉄ビル(小野市)</p>
発電および売電事業	神鉄見津太陽光発電所、神鉄栄太陽光発電所(以上神戸市西区)

③ 流通業

事業内容	主要な事業施設
食品スーパー業	神鉄食彩館新開地店(神戸市兵庫区)、神鉄食彩館北鈴店・西鈴店・谷上店・岡場店(以上神戸市北区)、神鉄食彩館落合店(神戸市須磨区)
コンビニ業	セブン-イレブン神鉄新開地駅店・神鉄湊川駅店(以上神戸市兵庫区)、セブン-イレブン神鉄鈴蘭台駅店・神鉄北鈴蘭台駅店・神鉄西鈴蘭台駅店・神鉄谷上駅店・神鉄岡場駅店(以上神戸市北区)
飲食業	ケンタッキーフライドチキン武庫之荘駅前店(尼崎市)、ケンタッキーフライドチキン阪急茨木店(茨木市)

④ その他

事業内容	主要な事業施設
保育事業	谷上保育園、しんてつ・おかば園(以上神戸市北区)、よこやま保育園(三田市)、しんてつ・みどりがおか保育園(三木市)、小野駅前学童保育所(小野市)
健康事業	神鉄スイミングスクール(神戸市北区)、御影スイミングスクール(神戸市東灘区)
介護事業	神鉄ケアサービスセンター(神戸市北区・三田市)、神鉄デイサービスセンター(神戸市北区)
旅行業	神鉄観光本社(神戸市兵庫区)
広告代理業	神鉄観光本社(神戸市兵庫区)
水産観光業	神鉄観光有馬ます池(神戸市北区)
建設業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
施設管理業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
警備業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
金融業	神鉄ビジネスサポート本社(神戸市兵庫区)
情報システムサービス業	神鉄ビジネスサポート本社(神戸市兵庫区)

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
840 名	10減 名

- (注) 1. 従業員数には、企業集団外への出向社員、嘱託等は含んでおりません。
2. 臨時従業員の年間の平均人員は、875名であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	10,096
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,468
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,409
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,775
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	4,890

百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,061,566株
(3) 株主数 7,271名 (前期末比125名減)
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 急 阪 神 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,195	27.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	314	3.9
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	128	1.6
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4)	107	1.3
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	102	1.3
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	93	1.2
株 式 会 社 み な と 銀 行	83	1.0
阪 急 電 鉄 株 式 会 社	77	1.0
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 1)	48	0.6
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	47	0.6

千株 %

(注) 持株比率は自己株式数(22,287株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 社 長	原 田 兼 治	
代 表 取 締 役 社 長	寺 田 信 彦	
代 表 取 締 役 専 務 取 締 役	岸 本 和 也	鉄道事業本部長 鉄道事業本部安全対策部長
専 務 取 締 役	藤 原 芳 明	経営企画部担当 株式会社神鉄ビジネスサポート 代表取締役社長
常 務 取 締 役	津 山 裕 昭	不動産事業本部長 人事総務部担当 株式会社有馬温泉企業 代表取締役社長
取 締 役	濱 田 士 郎	
取 締 役	楠 守 雄	
取 締 役	田 村 幸 久	経営企画部担当 神鉄タクシー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	中 西 誠	ライフサポート事業本部長 株式会社神鉄エンタープライズ 取締役会長
常 任 監 査 役 (常 勤)	近 藤 恭 彦	
監 査 役	木 下 卓 男	弁護士
監 査 役	野 崎 光 男	阪急電鉄株式会社 常任監査役（常勤）

- (注) 1. 取締役 濱田士郎および取締役 楠守雄は、社外取締役であります。
2. 監査役 木下卓男および監査役 野崎光男は、社外監査役であります。
3. 監査役 近藤恭彦は、長年にわたり金融機関に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2019年6月12日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって、取締役 平松秀則は任期満了により退任しました。
5. 2019年6月12日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって、監査役 能上尚久は辞任により退任しました。

6. 2019年6月12日開催の第144回定時株主総会において、楠守雄が取締役に、野崎光男が監査役に選任され、それぞれ就任しました。

7. 当期中における取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

(2019年4月1日)

氏名	新	旧
岸本和也	鉄道事業本部長 鉄道事業本部安全対策部長	鉄道事業本部長

8. 取締役 濱田士郎、取締役 楠守雄、監査役 木下卓男および監査役 野崎光男は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

9. 決算期後に生じた取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

(2020年4月1日)

氏名	新	旧
岸本和也	鉄道事業本部長 鉄道事業本部技術部長	鉄道事業本部長 鉄道事業本部安全対策部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	10名	67百万円
監 査 役	4名	12百万円
計	14名	79百万円

(注) 1. 上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は6名6百万円であり
ます。

2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人の給与相当額9百万円は含んでおりません。

3. 上記には、2019年6月12日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名
および社外監査役1名の員数および報酬を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	濱 田 士 郎	取締役会の11回全てに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき必要な 発言を適宜行っております。
	楠 守 雄	2019年6月12日就任以来、取締役会の9回全てに出席し、豊富な経 営経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	木 下 卓 男	取締役会の11回全てに、また監査役会の11回全てに出席し、弁護士 としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
	野 崎 光 男	2019年6月12日就任以来、取締役会の9回全てに、また監査役会の 9回全てに出席し、コンプライアンスの観点から必要な発言を適宜行 っております。

③責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	33百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりません。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、取締役会において会社法等に基づき、業務の適正を確保するための体制について決議した内容は、次のとおりであります。

① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社およびグループ会社においてより質の高いコンプライアンスを推進していくため、「神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアル」を作成・配付し、法令遵守等について当社グループの役職員の意識を高めるとともに、定期的に研修を実施する。

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社およびグループ会社の役職員が利用することのできる内部通報制度を設ける。

当社およびグループ会社において法令等に違反する重大な事象が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、当社監査役に報告する。

他部門からの独立性を確保した内部監査部門を設置し、同部門は、当社の監査役と連携して、当社およびグループ会社を対象に内部監査を実施する。

財務報告に係る内部統制については、当社およびグループ会社の責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社およびグループ会社において必要な体制を整備する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い適切に保存・管理し、当社の監査役はこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるものとする。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定め、その規程を制定・改定する際は、当社の監査役と事前に協議を行う。

③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社におけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門または各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各部門または各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、適時見直しを行う。

当社およびグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を直ちに設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に止める体制を整備する。

上記事項を定めるリスク管理に関する規程に従い、当社およびグループ会社のリスク分析やリスク対応の状況等について、適時当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会に加えて経営会議、グループ経営会議を設置し、当社および当社グループの経営方針および経営戦略や経営計画に関わる重要事項については、経営会議、グループ経営会議の審議を経て、取締役会において決定するものとし、その進捗状況および成果については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ当社およびグループ会社の取締役および使用人の権限と責任の所在および執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時当社およびグループ会社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

経営に関する意思決定においては、中期および年度の経営計画、月次の業績報告等に基づき合理性、妥当性を十分に審議することにより、経営判断の適正性を確保する。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社およびグループ会社においてIT化を推進する。

当社およびグループ会社の資金調達を一元化することにより、業務の効率性および資金の流れの透明性を確保する。

⑤グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの中期および年度経営計画については、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況について、当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合には、事前に当社の承認を得ることを求め、またグループ会社が当社に適時報告する体制を整備する。

⑥当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議し、必要な人員を配置する。

⑦当社の監査役を補助する使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助する使用人の異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行う。

当社の監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令によりその職務を行う。

⑧当社の監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役が出席する当社の取締役会、経営会議、グループ経営会議等において当社およびグループ会社の重要事項の報告を行う。

当社およびグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき当社の監査役が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

内部監査部門は、当社の監査役に対し、内部監査活動に関する報告を適時行うほか、内部通報制度の運用状況を定期的に報告する。

当社の監査役に報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、内部監査部門が実施する監査計画について事前に説明を受けるとともに、追加監査の実施等、必要な措置を求めることができる。

当社の監査役は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

当社グループは、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、役職員を対象とした各種研修等を実施しております。また、内部通報制度の周知にも努めております。

内部監査については、内部監査部門が当期における重要なテーマ等を設定して、それに基づき当社およびグループ会社を対象に監査を実施しております。また、同部門は、財務報告に係る内部統制について、有効性の評価を行っております。

反社会的勢力との関係遮断については、その徹底を図るため弁護士や警察等の外部機関等との情報交換を継続的に実施しております。

②リスク管理に関する取組

当期におけるグループ共通のリスク項目を掲げ、それをもとに当社およびグループ会社がそれぞれ重点目標を設定し、各リスクの低減に向けて対策を立案する等の取組を実施しております。

また、常勤取締役およびグループ会社の社長で構成されるリスク管理委員会を開催し、リスクへの対応状況の確認等を行い、その内容を取締役会に報告しております。

③取締役の職務執行の適正および効率性の確保に関する取組

当社グループでは、取締役会のほか、経営会議やグループ経営会議等を定期的に開催しており、経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な投資案件について、十分に審議することにより経営判断の適正性を確保しております。

また、業務の効率性と適正性を確保するため、グループ全体でIT化を推進したほか、グループ内の資金調達や資金管理を一元化しております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組

グループ会社の重要な事項については、当社の取締役会やグループ経営会議等で審議するとともに、グループ会社の年度経営計画の進捗状況等についても、毎月報告を受ける体制を確保しております。

⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組

監査役が取締役会等の重要な会議に出席したり、稟議書等を常時閲覧したりすること等により、速やかに必要な情報を得られる体制を確保しております。

また、監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に外部会計監査人や内部監査部門等と意見交換を行っております。

なお、監査役の職務を補助する体制として専任スタッフを配置しており、同スタッフは監査役の指揮命令に基づき職務を行っております。

本事業報告中の記載金額および株式数の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	5,157	流動負債	32,570
現金及び預金	1,177	買掛金	3,241
売掛金	873	短期借入金	25,884
短期貸付金	70	未払法人税等	155
販売土地及び建物	363	前受金	515
商物品	117	賞与引当金	49
貯蔵品	430	その他	2,724
その他	2,126	固定負債	40,788
貸倒引当金	△0	長期借入金	34,741
固定資産	87,642	再評価に係る繰延税金負債	3,471
有形固定資産	84,696	退職給付に係る負債	108
建物及び構築物	43,137	その他	2,466
機械装置及び運搬具	5,997		
土地	34,695	負債計	73,358
建設仮勘定	455		
その他	409	(純資産の部)	
無形固定資産	625	株主資本	17,945
投資その他の資産	2,320	資本金	11,710
投資有価証券	957	利益剰余金	6,314
長期貸付金	480	自己株式	△79
繰延税金資産	65	その他の包括利益累計額	1,496
退職給付に係る資産	455	その他有価証券評価差額金	99
その他	379	繰延ヘッジ損益	2
貸倒引当金	△17	土地再評価差額金	1,500
		退職給付に係る調整累計額	△105
		純資産計	19,441
資産合計	92,800	負債・純資産合計	92,800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営業収益		22,751
運輸業等営業費及び売上原価	17,999	
販売費及び一般管理費	2,668	20,667
営業外収益		2,083
受取利息及び配当金	25	
その他の収益	88	114
営業外費用		
支払利息	651	
その他の費用	50	702
経常利益		1,495
特別利益		
工事負担金等受入額	975	975
特別損失		
固定資産売却損	19	
工事負担金等圧縮額	975	
投資有価証券評価損	134	
その他の損失	19	1,149
税金等調整前当期純利益		1,321
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	152	315
当期純利益		1,006
親会社株主に帰属する当期純利益		1,006

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 11,710	百万円 5,308	百万円 △73	百万円 16,945
当 期 変 動 額				
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,006		1,006
自 己 株 式 の 取 得			△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	1,006	△6	999
当 期 末 残 高	11,710	6,314	△79	17,945

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 156	百万円 0	百万円 1,500	百万円 82	百万円 1,738	百万円 18,684
当 期 変 動 額						
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						1,006
自 己 株 式 の 取 得						△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△56	1	-	△187	△242	△242
当 期 変 動 額 合 計	△56	1	-	△187	△242	757
当 期 末 残 高	99	2	1,500	△105	1,496	19,441

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

7社

(2) 連結子会社の名称

神鉄バス(株)、大阪神鉄豊中タクシー(株)、
(株)神鉄エンタープライズ、神鉄観光(株)、
(株)神鉄ビジネスサポート、神鉄タクシー(株)、
(株)神鉄コミュニティサービス

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

2社

(2) 持分法適用関連会社の名称

北神急行電鉄(株)、(株)有馬温泉企業

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・販売土地及び建物 個別法

・商品 主として売価還元法

・貯蔵品 主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産 取替法（定額法）

その他の固定資産 定額法

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

招集
と
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る資産及び負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③工事負担金等の会計処理

当社は、鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上しております。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〔連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用〕

〔所得税法等の一部を改正する法律〕（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、〔連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い〕（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、〔税効果会計に係る会計基準の適用指針〕（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 66,464百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 9,596百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

75,223百万円

3. 有形及び無形固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

62,561百万円

4. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

〔土地の再評価に関する法律施行令〕（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,061,566株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る取引先等の信用リスクは、取引先等の企業規模や取引規模等を勘案し、情報収集を行い、詳細情報等を把握することでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は社内規程に基づく限度額の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時 価 （※1）	差 額
(1) 現金及び預金	1,177	1,177	－
(2) 売掛金	873	873	－
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	574	574	－
(4) 買掛金	(3,241)	(3,241)	－
(5) 短期借入金	(11,207)	(11,207)	－
(6) 長期借入金	(49,419)	(49,787)	368
(7) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	－

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、並びに（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してしております(上記(6)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額383百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」に含めておりません。

(注3) (5)短期借入金及び(6)長期借入金については、連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定額を長期借入金へ組み替えて表示してしております。

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、主に兵庫県内において賃貸用のビル(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
12,643	13,481

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適正に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当期に取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,419円05銭
- 1株当たり当期純利益 125円17銭

貸借対照表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,186	流動負債	31,205
現金及び預金	753	短期借入金	25,809
未収運賃	612	未払金	3,054
未収収金	1,377	未払費用	450
未収収益	128	未払消費税等	325
販売土地及び建物	388	未払法人税等	130
貯蔵品	388	預り連絡運賃	134
前払費用	451	預り金	260
その他の流動資産	86	前受運賃	434
貸倒引当金	△0	前受金	468
固定資産	86,468	前受収益	90
鉄道事業固定資産	68,062	その他の流動負債	47
兼業固定資産	15,569	固定負債	40,461
建設仮勘定	455	長期借入金	34,741
投資その他の資産	2,381	繰延税金負債	65
関係会社株式	670	再評価に係る繰延税金負債	3,471
投資有価証券	854	投資損失引当金	220
前払年金費用	607	その他の固定負債	1,963
その他の投資等	258	負債計	71,667
貸倒引当金	△10		
		(純資産の部)	
		株主資本	17,389
		資本金	11,710
		利益剰余金	5,758
		その他利益剰余金	5,758
		繰越利益剰余金	5,758
		自己株式	△79
		評価・換算差額等	1,598
		その他有価証券評価差額金	95
		繰延ヘッジ損益	2
		土地再評価差額金	1,500
		純資産計	18,987
資産合計	90,654	負債・純資産合計	90,654

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

科 目				金	額
				百万円	百万円
鉄	道	事	業		
管	業	収	益	9,314	
管	業	業	費	8,589	
管	業	利	益		725
兼			業		
管	業	収	益	2,946	
管	業	業	費	1,968	
管	業	利	益		977
全	事	業	営		
営	業	外	業		
			利		1,703
受	取	利	息	146	
そ	の	他	及		
			び		
			の		
			配	60	206
			当		
			収		
営	業	外	費		
支	払		利	650	
そ	の	他	の	41	692
			費		
経	常		利		
特	別		利		1,217
工	事	負	担	975	975
		金	等		
			受		
			入		
特	別		損		
固	定	資	産	19	
			売		
			却		
工	事	負	担	975	
		金	等		
			圧		
			縮		
投	資	有	価	134	
		証	券		
			評		
			価		
そ	の	他	の	13	1,143
			損		
税	引	前	当		
			期		
			純		
			利		1,049
法	人	税	、	45	
	住	民	税		
	及	び	事		
	業		税		
法	人	税	等	169	215
			調		
			整		
当	期	純	利		834
			益		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 余 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	百万円 11,710	百万円 4,924	百万円 △73	百万円 16,561
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		834		834
自 己 株 式 の 取 得			△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	834	△6	827
当 期 末 残 高	11,710	5,758	△79	17,389

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 149	百万円 0	百万円 1,500	百万円 1,650	百万円 18,211
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					834
自 己 株 式 の 取 得					△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△54	1	-	△52	△52
当 期 変 動 額 合 計	△54	1	-	△52	775
当 期 末 残 高	95	2	1,500	1,598	18,987

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

①販売土地及び建物 個別法

②貯蔵品 移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産 取替法（定額法）

その他の固定資産 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(3) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、相手先の財政状態等を勘案し、出資金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上しております。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用」

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産 66,464百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 9,596百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 73,722百万円

3. 事業用固定資産 有形固定資産 83,054百万円

土地 34,574百万円

建物 5,983百万円

構築物 36,825百万円

車両 3,757百万円

その他 1,913百万円

無形固定資産 577百万円

4. 保証債務

(1) 関係会社の金融機関からの借入金に対し、保証を行っております。

(株)神鉄ビジネスサポート 70百万円

(2) 関係会社の取引先からの仕入債務に対し、連帯保証を行っております。

(株)神鉄エンタープライズ 7百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 206百万円

短期金銭債務 908百万円

長期金銭債務 12百万円

6. 鉄道事業及び兼業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

62,451百万円

7. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 営業収益	12,260百万円
2. 営業費	10,557百万円
運送営業費及び売上原価	5,955百万円
販売費及び一般管理費	1,546百万円
諸税	836百万円
減価償却費	2,218百万円
3. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	254百万円
営業費	1,103百万円
営業取引以外の取引高	813百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	22,287株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用等であります。

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)神鉄コミュニティサービス	直接100%	役員の兼任	工事の発注(注1)	1,527	未払金	806

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工事の発注については、競争入札等により決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,361円81銭
2. 1株当たり当期純利益	103円75銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

神戸電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野裕久 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木重久 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神戸電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

神戸電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 重 久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

神戸電鉄株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 近 藤 恭 彦 ㊟
 監査役（社外監査役） 木 下 卓 男 ㊟
 監査役（社外監査役） 野 崎 光 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 原田兼治、寺田信彦、藤原芳明、津山裕昭、田村幸久、中西誠の6氏は任期満了となり、取締役 濱田士郎氏は辞任いたします。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	は ら だ け ん じ 原 田 兼 治 (1949年 2 月26日生)	1974年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 2001年 6 月 同 鉄道事業本部技術部部长 2002年 6 月 当社監査役 2002年 6 月 阪急電鉄株式会社 取締役鉄道事業本部長 兼鉄道事業本部都市交通計画室長 2003年 4 月 同 取締役都市交通事業本部長 兼都市交通事業本部都市交通計画室長 2004年 4 月 同 常務取締役都市交通事業本部長 2006年 6 月 当社代表取締役社長 2013年 6 月 同 代表取締役会長 2018年 6 月 同 取締役会長 (現在)	2,800株
(取締役候補者とした理由) 当社社長として、鉄道事業の豊富な経験と実績をもとに、鉄道の安全管理体制の整備・充実に取り組んだほか、当社グループの企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し事業経営にあたりました。また、会長就任以降も、重要事項の決定や業務執行に対する監督など重責を担っており、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>寺田信彦 (1957年10月11日生)</p>	<p>1980年4月 阪急電鉄株式会社入社 2003年6月 同 都市交通事業本部鉄道営業部長 2005年6月 阪急バス株式会社 取締役 2007年4月 同 常務取締役 2008年4月 阪急電鉄株式会社 取締役人事部長 2011年4月 同 常務取締役都市交通事業本部長 2013年4月 阪急バス株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役社長(現在)</p>	3,200株
<p>(取締役候補者とした理由) 鉄道・バス事業の豊富な業務経験と事業経営の実績に加え、強いリーダーシップと高い見識・能力を有し、当社グループの企業価値の向上に成果を挙げており、引き続き取締役として当社の経営をけん引することが期待できるものと判断したためであります。</p>			
3	<p>津山裕昭 (1958年4月29日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2002年4月 同 統括本部人事グループ長兼総務グループ長 2002年10月 同 統括本部人事グループ長 2007年6月 大阪神鉄豊中タクシー株式会社 代表取締役社長 2012年6月 当社取締役不動産事業本部長 兼ライフサポート事業本部副本部長 2014年4月 同 取締役不動産事業本部長 ライフサポート事業本部健康・保育事業部担当 2018年6月 同 常務取締役不動産事業本部長 人事総務部担当(現在)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社有馬温泉企業 代表取締役社長</p>	1,200株
<p>(取締役候補者とした理由) 財務部門および人事総務部門の豊富な経験に加え、大阪神鉄豊中タクシー株式会社では経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の成長を実現するなどの実績を有しています。また、不動産事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	※ か 糟 や 谷 まさ とし 昌 俊 (1958年 1 月22日生)	1981年 4 月 兵庫県採用 2016年 4 月 同 県土整備部長 2018年 4 月 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 2019年 4 月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 理事長	0株
(社外取締役候補者とした理由) 兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県における職務経験等を通じて、当社グループが事業を展開している沿線地域の情勢を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			
5	た 田 むら 村 ゆき ひさ 幸 久 (1959年 3 月21日生)	1981年 4 月 当社入社 2000年 6 月 神鉄バス株式会社 代表取締役社長 2008年 4 月 当社人事総務部長 2008年 6 月 同 取締役人事総務部長 2016年 4 月 同 取締役 人事総務部担当 2016年 4 月 神鉄タクシー株式会社 代表取締役社長（現在） 2018年 6 月 当社取締役 経営企画部担当（現在） 重要な兼職の状況 神鉄タクシー株式会社 代表取締役社長	1,200株
(取締役候補者とした理由) 人事総務部門などの豊富な経験に加え、神鉄バス株式会社および神鉄タクシー株式会社では経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の拡大と成長を実現するなどの実績を有しています。また、経営企画部門を担当する取締役としての高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためです。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	なかにし まこと 中西 誠 (1959年10月26日生)	1983年4月 当社入社 2002年4月 同 流通事業本部流通グループ長 2008年4月 同 ライフサポート事業本部介護事業部長 2010年4月 神鉄観光株式会社 代表取締役社長 2011年4月 株式会社神鉄エンタープライズ 代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 ライフサポート事業本部介護事業部担当 2018年6月 株式会社神鉄エンタープライズ 取締役会長(現在) 2018年6月 当社取締役ライフサポート事業本部長(現在) 重要な兼職の状況 株式会社神鉄エンタープライズ 取締役会長	600株
(取締役候補者とした理由) 財務部門、鉄道事業、不動産事業などの幅広い経験に加え、神鉄観光株式会社および株式会社神鉄エンタープライズでは経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の拡大と成長を実現するなどの実績を有しています。また、ライフサポート事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			
7	※ はた えい いち 畑 栄 一 (1960年3月10日生)	1983年4月 当社入社 2003年10月 同 統括本部企画グループ長 2009年4月 同 鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部運輸部長 2019年4月 同 鉄道事業本部副本部長 2020年4月 同 鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長(現在)	400株
(取締役候補者とした理由) 財務部門、不動産事業などの幅広い経験に加え、鉄道事業において豊富な業務経験を有し強いリーダーシップを発揮しています。また、高い見識・能力を有していることから、取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 取締役候補者糟谷昌俊氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は糟谷昌俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役 近藤恭彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生年月日) 名	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
※ ふ じ 原 よ し あ き 藤 原 芳 明 (1954年 7 月27日生)	1977年 4 月 当社入社 1999年 6 月 同 統括本部経理部長 2002年 6 月 同 取締役統括本部副本部長兼経理グループ長 2003年 6 月 同 取締役統括本部長兼経理グループ長 2007年 4 月 同 常務取締役統括本部長兼経理グループ長 2007年 6 月 同 常務取締役統括本部長兼人事グループ長 2008年 4 月 同 常務取締役経営企画部長 2009年 4 月 同 常務取締役 経営企画部、人事総務部担当 2018年 6 月 同 専務取締役 経営企画部担当 (現在) 重要な兼職の状況 株式会社神鉄ビジネスサポート 代表取締役社長	1,500株
(監査役候補者とした理由) 当社において、取締役として長年にわたり財務部門、経営企画部門および人事総務部門における豊富な知見を有しており、監査役としての職責を適切に果たすことができると判断したためであります。		

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

2019年6月12日開催の第144回定時株主総会において補欠監査役に選任された井上幸二、嶋田泰夫の両氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、改めて監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、井上幸二氏は第2号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に常勤監査役となる藤原芳明氏の補欠の監査役候補者、嶋田泰夫氏は現任の社外監査役 木下卓男氏および野崎光男氏の補欠の社外監査役候補者であります。

なお、補欠監査役を選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会が開催されるまでの間ですが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いの うえ こう じ 井 上 幸 二 (1949年12月 6 日生)	1973年3月 当社入社 1998年6月 神鉄観光株式会社 常務取締役 1999年6月 同 代表取締役常務取締役 2000年6月 同 代表取締役社長 2010年4月 同 退任	0株
(補欠の監査役候補者とした理由) 当社に在職中の財務部門および鉄道事業などの幅広い経験に加え、神鉄観光株式会社では、経営を担い事業の成長を実現するなど豊富な経験と実績を有しており、当社の業務執行の適法性等について適切な監査が遂行できるものと判断したためであります。			

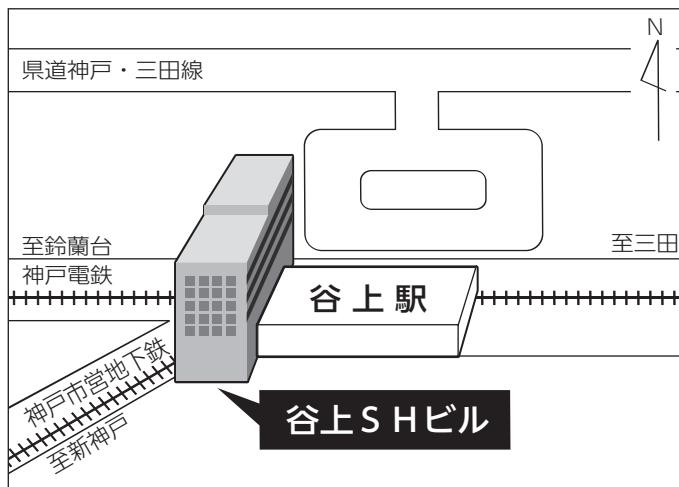
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	しま だ やす お 嶋 田 泰 夫 (1964年 7 月21日生)	1988年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 2010年 4 月 同 流通事業本部流通統括部長 2016年 4 月 阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ経営企画室長 2017年 4 月 同 グループ経営企画室長兼グループ開発室長 2017年 4 月 阪急電鉄株式会社 執行役員経営企画部長 2019年 4 月 同 取締役 (現在) 2020年 4 月 阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ経営企画室長兼グループ経営企画室広報部長 兼グループ開発室長 (現在) 重要な兼職の状況 阪急電鉄株式会社 取締役	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、社外監査役としての立場から当社の経営全般に対して高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。			

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者嶋田泰夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

以 上

株主総会会場（谷上SHビル）付近案内図

会 場 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階



交通機関 神戸電鉄・神戸市営地下鉄 谷上駅下車
谷上ドーム街を西へ徒歩1分

お願い ご来場の際は、電車・バスをご利用ください。

